

安城学園職員に対する懲戒手続きに関する規程

(総則)

第1条 勤務規程(大学・短期大学)第32条の3、高等学校勤務規程第34条の3、幼稚園勤務規程第34条の3に基づき、「安城学園職員に対する懲戒手続きに関する規程」(以下「規程」という。)を制定する。

2 安城学園に勤務する教育職員、事務職員、技術員、雇用員に対して懲戒を行う場合の手続きは、この規程の定めるところによる。

第2条 懲戒は、公正に行わなければならない。

2 懲戒にあたっては、懲戒対象者に対して懲戒対象事実を告知したうえで、聴聞を行う。その際、懲戒対象者に、十分な弁明の機会を保障しなければならない。

(懲戒)

第3条 懲戒は、安城学園懲戒委員会(以下「懲戒委員会」という。)の議を経て、理事会に付議する。

2 懲戒事由にあたる事案が発生した場合、懲戒委員会のもとに、調査委員会を設置する。

(懲戒委員会)

第4条 懲戒委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 大学学長
- (3) 短期大学学長
- (4) 高等学校長
- (5) 幼稚園長のうち1名
- (6) 法人事務局長
- (7) 大学事務局長
- (8) 短期大学事務局長
- (9) その他の教育職員及び事務職員等のうちから、理事長が委嘱する者

2 懲戒委員会の委員長は、理事長とする。

3 懲戒委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことが出来ない。

(調査委員会)

第5条 調査委員会は、大学、短期大学、高等学校、幼稚園のそれぞれで構成する。

2 大学調査委員会の委員は、次の各号に基づき理事長が委嘱する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 事務局長

- (4) 懲戒対象となった教育職員が所属する学部の教育職員のうちから、学部長が推薦する者若干名
 - (5) その他の教育職員及び事務職員等のうちから、理事長が委嘱する者
- 3 短期大学調査委員会の委員は、次の各号に基づき理事長が委嘱する。
- (1) 学長
 - (2) 教務部長
 - (3) 事務局長
 - (4) 懲戒対象となった教育職員が所属する学科の科長
 - (5) 懲戒対象となった教育職員が所属する学科の教育職員のうちから、学長が推薦する者若干名
 - (6) その他の教育職員及び事務職員等のうちから、理事長が委嘱する者
- 4 高等学校の調査委員会の委員は、次の各号に基づき理事長が委嘱する。
- (1) 校長
 - (2) 教頭
 - (3) 事務長
 - (4) その他の教育職員及び事務職員等のうちから、理事長が委嘱する者
- 5 幼稚園の調査委員会の委員は、次の各号に基づき理事長が委嘱する。
- (1) 園長
 - (2) その他の教育職員及び事務職員等のうちから、理事長が委嘱する者

第6条 各調査委員会の委員長は前条各項第1号の委員とする。

第7条 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開く事ができない。

第8条 調査委員会は、懲戒対象者に委員会への出席を求め、聴聞を行わなければならない。

第9条 懲戒原案は、懲戒委員会の出席委員の全員一致を原則とするが、意見の一致を見ない場合には、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決定する。ただし、少数意見を併記して理事長に報告する。

附 則

- 1 この規定は、平成14年11月30日から施行する。
- 2 この規定は、平成20年2月26日から改正施行する。(第4条第1項第9号の追加)